

# 答 申 書

小牧市国民健康保険運営協議会

5 国 運 協 第 7 号  
令和 6 年 2 月 1 日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市国民健康保険運営協議会  
会 長 瀬 瀬 昌 章

国民健康保険税の課税限度額等の改正について（答申）

令和 6 年 2 月 1 日付け 5 小保医第 3 3 8 4 号にて小牧市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき意見を求められたこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、この旨答申する。

#### 記

##### 1 課税限度額の改正について

令和 5 年度中に、国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、課税限度額を改正後の政令どおりに改める。